

寒い日が続きますが、皆さんは元気にお過ごしですか?

月日の経つのは早いもので・・・「この前、お正月か」と思ったら、もう「師走」・・・

街はクリスマス一色です。ジングルベルの曲を聴くと、いくつになっても「ワクワク」してしまいますね。

そんな中、インタビューにお答え頂いたのは・・・〇P室勤務の磯川美香看護師です



特集!有資格者に聞く!



磯川美香さんの特定化学物質等作業主任者について

こんにちは、今日はありがとうございます。

Q:今日は、「特定化学物質等作業主任者」と言う資格についてですが、 この資格…いったいどういうものなんですか?

A:この資格は厚生労働省が認定しているもので、化学物質のうち特に癌、皮膚炎、神経障害 その他の健康障害を発生させる恐れがある化学物質について、それらを製造、取り扱う事業所で、 健康障害の予防対策が適切になされる為にできたものです。

もう少し身近なところで説明しますと、当院のEOGガス滅菌に使用しているエチレンオキシドガスには毒性があり、それを取り扱う中材のスタッフが曝露(汚染されることです)されないように指導、管理するものです。

もし問題がおこった場合には、1年以下の懲役または50万円以下の罰金があります。

Q:えぇ~そうなんですかぁ。なかなか厳しいですね··· これは、病院には必ずいる資格ですか?

A: 平成13年、労働安全衛生施行令の改正に伴い、エチレンオキシドガスを取り扱う全ての施設に おいて、曝露防止措置として義務づけられました。

また、発癌性だけでなく、海外では労働者の長期曝露による白血病などの報告もあります。

スタッフがそうならないために必要な資格と言えます。

Q:この資格をいつ取得されましたか?

A: 平成14年1月です。

後ろにあるのが、 ガス滅菌の機械です

Q:この資格を取ろうと思った理由を教えてください。

A:『病院の勧め』と言うのが、本当のところです。

また、はじめにも言いましたが、法改正で義務づけられた・・・と言うのも大きいです。

Q: 受験に際してどのような準備をしましたか? また, 勉強に当てた期間はどれぐらいですか?

A: テキストに基づき2日間の講習を受けました。 試験までにした事は、講習の受講と自宅で少し復習をしたくらいです。

Q: 受験勉強をされる上で苦労したこととかはありますか?

A:エチレンオキシドガスのことだけでなく、化学物質全般と病院でなく工場の作業環境や保護具、 法律の内容がほとんどで難しかったです。

Q: 資格の更新に必要な手続きとかはありますか?

A:特にありません。

Q:ところで、今年の院内学習発表会で発表された内容… 『特定化学物質』について中材だけでなく他部門への啓蒙の意味もあったんですね。

A:近年、エチレンオキシドガスの毒性がやっと日本でも重要視されるようになり、そのからみで EOG滅菌に変わる低温滅菌器を導入している施設も増えてきています。

院内学習発表会では、『ガスには毒性がある。』と言うことを皆さんに知ってほしかったのです。

Q:最後に、今後の抱負について教えてください。

A: せっかく与えて頂いた資格なので今後もスタッフの教育と指導を行い、事故のないよう安全に 業務が出来るようにがんばっていきます。

また、最近ではエチレンオキシドガスの毒性の強さや、残留の問題からそれに変わる低温滅菌器 (プラズマ滅菌器・ホルマリン滅菌器)などが主流になりつつあります。

今後当院でもスタッフ、患者様の安全性を考慮して検討していただければ・・・と思っています。 **ありがとうございました。**

院内学習発表会での発表でも聞いたように、ガスについて安全面の問題を考えると 危険と隣りあわせで仕事をしてくださっている、中材の皆さんに頭が下がります。

ただ単に、消毒・滅菌をしてもらう・・・と言うのではなく、これからは、もっと科学的根拠に 基づいて行動しないといけないなぁ~と思いました。(当然の事ですが・・・)

病院で医療に携わっている者にとって、滅菌物や清潔材料は欠かせないものです。

コスト面のことなどでなかなか前に進めないこともあると思いますが、「全ては患者様のため!」 みんなで考え、協力し頑張っていきたいですね。

さて、次回は・・・

臨床検査技師 山本佐百合さんの 「日本超音波医学会」での発表についてです。

これからますます寒くなります。みなさん、お体に気をつけて・・・

We Wish Your Merry Christmas!

a n d

A Happy New Year!

